

学級編制及び教職員配置に関する 国、地方の役割

学級編制

教職員定数

国

学級編制の標準(40人)の設定
(義務標準法第3条)

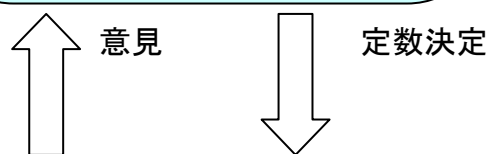
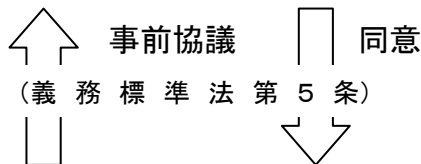
各都道府県ごとの教職員総数の標準の設定
(義務標準法第7条～第9条)

都道府県
教育委員会

国が定める標準を基に学級編制の基準を設定
ただし、都道府県の判断により、児童生徒の実態等を考慮して、40人を下回る学級編制基準の設定が可能
(義務標準法第3条)

義務標準法の規定により算定された数を標準として、都道府県内の教職員の定数を条例で定める
(義務標準法第6条)

域内の市町村別の定数について、市町村教育委員会の意見を聞いて定める
(地教行法第41条)



市町村
教育委員会

都道府県が定める学級編制の基準に従い、学級編制を実施
(義務標準法第4条)

市町村の判断で、県費負担教職員に加えて独自に教職員を任用することが可能

学 校

学級を設置

配置された教職員による学校の運営

(注)義務標準法...公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律